住所　大阪市福島区海老江７丁目３番16号
趙弥生　平成２年４月１日生
住所　大阪市東淀川区菅原６丁目15番11号
許一成　昭和38年10月22日生
住所　大阪市生野区新今里１丁目４番17号
蔡利沙　昭和41年３月11日生
住所　大阪府東大阪市近江堂３丁目７番28号
金雄翼　昭和59年１月15日生
金智翼　昭和60年12月４日生
住所　大阪市城東区関目３丁目11番19号
金善男　昭和32年１月31日生
権泰子　昭和39年１月１日生
金正和　平成３年７月18日生
金未月　平成５年５月14日生
住所　大阪市城東区古市２丁目６番63―1410号
鄭健一　昭和45年９月16日生
住所　堺市北区金岡町1564番地４
宋和美　昭和50年６月16日生
住所　大阪市都島区都島北通２丁目３番24―403号
宋小楠　昭和56年10月14日生
住所　大阪市東成区中道２丁目９番27号
朴堯由　昭和56年７月３日生
朴仁美　昭和58年６月27日生
住所　大阪市浪速区下寺３丁目17番15号
陳旭珅　昭和55年１月15日生
陳煥簫一　平成17年11月３日生
陳煥簫男　平成20年１月20日生
住所　大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目11番25号
李龍飛　昭和57年５月３日生
住所　埼玉県川口市並木１丁目15番17号
宋祥建　昭和35年５月16日生
住所　埼玉県蕨市中央７丁目16番６号
金権　平成２年６月19日生
住所　埼玉県川口市柴町２丁目11番２号
ユカ・アレハンドロ　平成元年11月26日生
住所　埼玉県熊谷市曙町５丁目104番地
李沐芙　平成４年10月２日生
住所　埼玉県羽生市大字上手子林1480番地
モハメド・ホマユン・カビール　昭和58年９月21日生
ラジミン・カビール・マハム　平成26年６月17日生
住所　神戸市兵庫区水木通１丁目５番２―904号
林瑜　昭和61年２月10日生
住所　兵庫県西宮市薬師町５番49―305号
呉里恵　昭和43年５月１日生
呉志保　昭和49年６月28日生
住所　兵庫県宝塚市山本中２丁目７番11―307号
曹尚鉉　昭和55年10月20日生
住所　兵庫県尼崎市立花町３丁目４番27号
朴貴子　昭和36年８月３日生
住所　東京都荒川区西日暮里５丁目５番９号
金美玲　昭和54年６月16日生
住所　東京都中央区勝どき６丁目３番１―3218号
李群　昭和46年９月20日生
住所　京都市山科区安朱南屋敷町３番地
琴明柱　昭和10年５月22日生
住所　京都市北区大将軍川端町３番地
金鑽洙　昭和５年３月22日生
住所　京都市伏見区久我森の宮町11番地58
林周一　昭和49年５月９日生
住所　京都市南区東九条宇賀辺町10番地４
徐美優　昭和62年８月16日生
住所　京都府宇治市神明宮北28番地15
朴賢一　昭和61年４月21日生
住所　京都市左京区一乗寺地蔵本町22番地３
安愛奈　昭和57年11月６日生
住所　京都府宇治市小倉町堀池33番地35
金洋平　昭和60年１月13日生
住所　岡山市北区本町４番18号
文義明　昭和24年７月25日生
崔相順　昭和26年７月18日生
住所　長崎県西彼杵郡時津町日並郷3691番地
許和子　昭和27年８月29日生
黄麻貴　昭和60年１月25日生
住所　東京都台東区寿２丁目２番２―902号
ポン・プン・イー　昭和51年１月７日生
住所　東京都目黒区中町２丁目32番１―201号
宋聰美　昭和56年９月１日生
住所　東京都渋谷区渋谷３丁目13番５号
李美奈　昭和61年12月31日生

○厚生労働省告示第二百九十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイオワ州、アイダホ州、インディアナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイオワ州、アイダホ州、インディアナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）」に、「フランス」を「フランス　ブルガリア」に改める。

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町観音寺字**榊**谷奥二一八の二、二一八の三、字梅ケ谷三三四から三三五まで、三三五の一、三三六の一、三三六の二、三四三の一、三四六の一、三五三の一、三五五の一、三五六の一、三五六の二、三五七、三六〇、三六〇の一、字川原一三四〇から一三四六まで、一三四九から一三七五まで、一三七二の一、一三七七から一三八〇まで、一三八二から一三八九まで、一三九一、字本坊一三九二から一三九五まで、一三九八から一四二四まで、一四二七から一四三九まで、一四三九の一、一四三九の二、一四四〇から一四四五まで、一四五〇から一四六七まで、字寺谷一四七九、一五〇九、一五一一から一五一三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原一三六五・一三八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六六から一三七一まで、一三七二の一、字本坊一三九五・一四〇四・一四〇五・一四六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町中竹田字大谷六二九〇、六二九一の一、六二九一の二、六三一七の二五、六三一七の六七、六三一七の七八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字山口二九〇四・二九〇四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷六二九〇・六二九一の一・六二九一の二・六三一七の二五・六三一七の六七・六三一七の七八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字山口二九〇四・二九〇四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）